a short letter from SEIYU GROUP

清友短信

発行日　2025年10月22日

No.　111

TEL.075-431-4361 FAX.075-431-4365

防衛特別法人税

「令和7年度税制改正」により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。2022年の防衛力整備計画において、2023年から2027年の5年間で約43兆円を防衛費に投じることが発表されており、この財源を確保するための措置です。

納税義務者は、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人で、令和8年4月1日以降に開始する各事業年度が対象です。また、これに伴い令和8年4月１日以降開始の事業年度においては、実効税率の計算上、防衛特別法人税を加味することとなりますので、税効果会計の適用にあたり注意が必要です。

1.　税額の計算

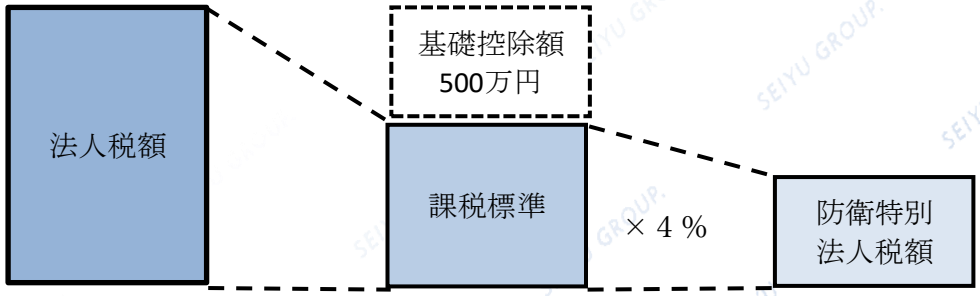

2.　課税される課税所得の基準

①　下記以外の普通法人

・課税所得2,160万円×法人税率23.2%＝法人税額5,011,200円
・法人税額5,011,200円－基礎控除額5,000,000円=課税標準11,000円(千円未満切捨)
・課税標準11,000円×4%=防衛特別法人税額400円(百円未満切捨)
⇒防衛特別法人税が課税される基準は、約2,160万円以上の課税所得です。

②　資本金１億円以下の普通法人

・課税所得800万円×法人税率15%＝法人税額1,200,000円
・課税所得1,640万円×法人税率23.2%＝法人税額3,804,800円
・法人税額5,004,800円－基礎控除額5,000,000円=課税標準4,000円(千円未満切捨)
・課税標準4,000円×4%=防衛特別法人税額100円(百円未満切捨)
⇒防衛特別法人税が課税される基準は、約2,440万円以上の課税所得です。